

ものづくり大学と連携協力に関する協定を締結しました

～大学と連携して魅力あるまちづくりを推進～

8月6日、行田市とものづくり大学は、産業、教育、福祉、環境などの分野において相互に協力することを目的に、包括的な連携協定を締結しました。

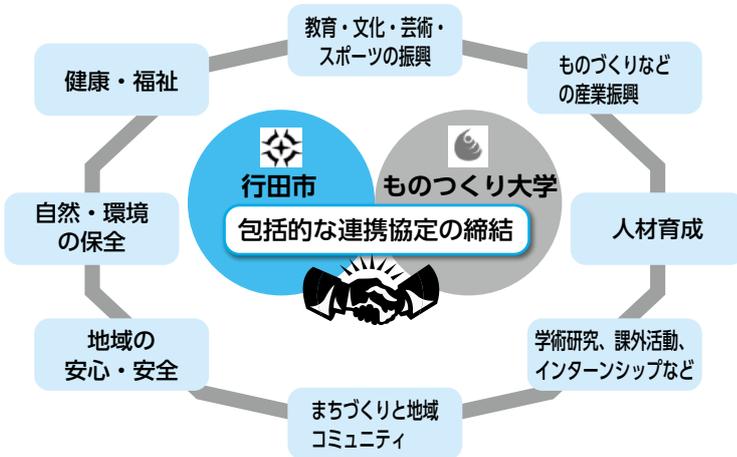
本市では、これまでも同大学と連携を図り、市民向けの各種講座の開催や公園の整備、インターンシップの受け入れ、本市の各種委員会や審議会への大学教職員の参画など、さまざまな取り組みを進めてきました。

今後は、包括的な連携協定の下、今まで培ってきた連携協力体制をさらに深めるとともに、幅広い分野で連携を図り、魅力あるまちづくりを推進していきます。



協定書にサインし、握手を交わすものづくり大学稲永学長(左)と工藤市長

連携イメージ図



連携協力事項

- (1)ものづくりなどの産業振興に関する事
- (2)教育・文化・芸術・スポーツの振興に関する事
- (3)人材育成に関する事
- (4)健康・福祉に関する事
- (5)自然・環境の保全に関する事
- (6)地域の安心・安全の推進に関する事
- (7)まちづくりと地域コミュニティに関する事
- (8)大学の学術研究、課外活動、インターンシップなどに関する事
- (9)その他、両者が協議して必要と認める事

▶問い合わせ 企画政策課企画・改革担当(内線309)

NPO法人の作り方 設立基礎講習会in行田 を開催します

- ▶日時 10月30日(水)午前9時30分～正午
- ▶場所 中央公民館第1学習室(「みらい」内)
- ▶内容 NPOとボランティアの違いが分からない方から、NPO法人を設立したいけどやり方が分からない方まで、どなたでも気軽に参加できる講習会です。NPO法人代表者による貴重な体験談や質疑応答もあり、講習会終了後には設立に関する個別相談会も実施します。
- ▶参加費 無料
- ▶申し込み・問い合わせ 10月23日(水)までに電話で埼玉県利根地域振興センター 県民生活担当 ☎555-1110

平成26年行田市新成人を祝う会

- ▶日時 平成26年1月12日(日)午後1時30分開会
- ▶場所 産業文化会館ホール

平成26年行田市新成人を祝う会実行委員を募集します

市では毎年、新成人を祝う会実行委員会が中心となり、新成人を祝う会の企画・運営を行っています。

- ▶実行委員会回数 3～5回※第1回実行委員会は9月27日(金)を予定
- ▶時間 午後7時～9時
- ▶場所 産業文化会館2A会議室
- ▶対象 平成5年4月2日から平成6年4月1日生まれの方
- ▶募集人数 10人程度
- ▶申し込み・問い合わせ ひとつくり支援課生涯学習担当 ☎556-8319



昨年の新成人を祝う会の様子

行田市地域包括支援センター 運営協議会の委員を募集します

市では、高齢者の総合相談やケアマネジメントを行う地域包括支援センターを4カ所設置していますが、センターの適切な事業運営を図るため、毎年度「行田市地域包括支援センター運営協議会」を開催し、事業計画および事業報告の検証、評価を行っています。この運営協議会に市民の皆さんの意見を反映するため、委員を募集します。

▼**応募資格** 市内在住で、平日昼間の会議に出席できる方。なお、次に該当する方は応募できません。

- (1) 応募日現在、すでに本市の付属機関などの委員になっている方
- (2) 市職員および市議会議員

▼募集人数

・【65歳以上の方（平成25年9月1日現在、行田市介護保険の第1号被保険者）】1人

・【40歳以上64歳以下の方（平成25年9月1日現在、行田市介護保険の第2号被保険者）】1人

▼任期

2年間

▼応募方法

住所、氏名、年齢、電話番号を記入した書類（様式自由）を10月18日（金）までに持参または郵送で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-

5 行田市高齢者福祉課

▼**選考方法** 抽選により決定し、結果は応募者全員に通知します。

▼**問い合わせ** 同課地域支援担当（内線278）

行田市駅前交番を改築します

秩父鉄道行田市駅前交番は、開所から45年経過し、施設の老朽化などが著しく、本来必要な交番機能を満たしていない状況にありますので、現在の場所を拡張した上で、建て替え工事を行います。

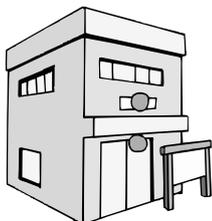
平成26年春に、地域の皆さんの利便性を十分に考慮した新交番に生まれ変わります。工事期間は11月～平成26年3月で、期間中は、行田市駅前交番を一時的に閉鎖します。地域の皆さんには、ご心配をお掛けしますが、近隣の長野交番に警察官を増強・配置し、行田市駅周辺の事件や事故などに対応します。また、通勤・通学時間帯には、駅前での立哨警戒を行うとともに、これまで以上に駅周辺でのパトロールの強化を図りますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、市営駐輪場

は工事期間中も利用できます。

▼**問い合わせ** 行田

警察署 ☎553-0110



くらしの110番

貴金属などの「訪問購入」に注意

【事例】

ある日突然、「不要な貴金属を買い取るので、アクセサリを見せてほしい」と業者が訪問してきた。母親からもらった金のネックレスを見せたところ、「これは不純物が混ざっている」という理由で、5千円で買い取っていった。

後日、母親に話したら「あれは良い物で高かったのよ」と言われた。クリーニング・オフはできるのか。

特定商取引法が改正され、「訪問販売」に加えて「訪問購入」が規制の対象になりました。具体的には、①不招請勧誘（飛び込みの勧誘）の禁止 ②業者の連絡先や解約などを記載した書面を交付する ③物品の引き渡しを拒絶できる ④8日以内であればクーリング・オフが行使できるなどのルールが定められました。

また、埼玉県消費生活条例が改正され、特定商取引法で適用除外とされている着物、中古車、書籍なども含め、全ての物品・権利の買い取り型取引が規制の対象になりました。

法律や条例による消費者保護規定に加え、トラブルを避けるためにも、次の点に注意しましょう。

【アドバイス】

① 突然の業者訪問は禁止されています。電話などで「訪問したい」と言われても、買い取ってもらうつもりがないなら、きっぱり断りましょう。

② 不要な着物の買い取りに来た業者が、同時に貴金属の買い取りの勧誘をする場合は、法律で禁止されています。

③ 今回の改正で、訪問購入もクーリング・オフができるようになりましたが、一度物品を引き渡すと取り返すことは困難です。クーリング・オフの期間は、物品の引き渡しを拒むことができますので、手元に置いておきましょう。

④ 古物を買取の場合は、「古物商許可証」や「古物商行商従業者証」を携帯しなければなりません。話を聞く前に許可証の提示を求めましょう。

⑤ 強引な勧誘を受けたり、断っているにもかかわらず居座ったり、「貴金属を出せ」と強く迫られるなど不安を感じたときは、近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

▼**問い合わせ** 行田市消費生活センター

（市役所内・内線495）または埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999